

パブリックコメント意見募集

無料配布用(ご自由にお持ち帰りください)

※意見提出用紙も添付しています

河内長野市第7期障がい福祉計画 河内長野市第3期障がい児福祉計画

概要版【素案】

令和6年3月

河内長野市

問い合わせ先：河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所福祉部障がい福祉課

電話 0721-53-1111

第1章 計画の策定にあたって

●計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に「河内長野市障がい福祉計画」を策定して以降、6期にわたり計画の改定を行い、地域での暮らしを支援することを中心に、サービス基盤の整備等について、施策の推進を図ってきました。

このたび「河内長野市第6期障がい福祉計画」及び「河内長野市第2期障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、新たに令和6年度を初年度とした「河内長野市第7期障がい福祉計画」及び「河内長野市第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

●計画の位置づけと期間

「河内長野市第7期障がい福祉計画及び河内長野市第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」とします。）は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」であり、令和8年度までの障がい福祉サービス等に係る見込量等を定めるもので、両計画を一体的に策定するものです。

また、国や大阪府の定める計画等の内容を十分に踏まえ、「河内長野市第5次総合計画」や「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」等福祉分野における各関連計画等との整合・連携を図りながら策定しています。

本計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

計画の期間

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
長期計画 障がい者	第3次（R1-R9）						次期計画		
福祉計画 障がい	第6期		第7期			次期計画			
福祉計画 障がい児	第2期		第3期			次期計画			

●計画の基本的な考え方

本計画は、「河内長野市第3次障がい者長期計画」の福祉サービス施策等についての実施計画的な位置付けであり、障害者基本法の理念を踏まえつつ、「河内長野市第3次障がい者長期計画」と同様の考え方を基本に置き、障がいのある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、関係機関等との協力・連携体制のもと、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

基本理念	自立と共生の社会を実現、障がい者が地域で安心して暮らせる社会に
基本方針	①共に生きる社会 ②障がいのある人の権利擁護 ③自立と社会参加

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

●障がいのある人の状況

令和5年3月末現在の各障がい者手帳の所持者数は、身体障がい者手帳が3,995人、療育手帳が952人、精神障がい者保健福祉手帳が1,262人です。

なお、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあるものの、身体障がい者手帳の所持者数については、減少傾向にあります。

●計画策定に向けたアンケート調査と団体ヒアリングの結果

令和5年6月に、障がい者手帳所持者1,000名を対象にアンケート調査を実施しました。主な結果は以下のとおりです。

- ・アンケート回答者は70歳以上・身体障がい者が多い
- ・困り事は、同居家族の高齢化、収入が少ないこと
- ・外出時、障がいがある人への理解をしてほしい
- ・障がいがある人に配慮された職場で働きたい
- ・災害時など緊急時の不安意識が高い人が多い
- ・障がいにより差別を受けた経験が未だに多い など

令和5年8月に障がい者団体（7団体）とのヒアリングを実施しました。主な内容は以下のとおりです。

- ・会員、障がい者の高齢化により参加者が減っている
- ・グループホーム等の住まいが不足している
- ・ヘルパー等の人材が不足している。
- ・精神障がいや発達障がいの理解が不十分
- ・災害時の避難について不安に思っている
- ・就労を定着させるための支援が必要 など

●成果目標の達成状況と課題

(1) 障がい福祉計画の成果目標の達成状況と課題

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域移行については、令和4年度までに2人移行していますが、目標としていた6人には達していません。一方で、施設入所者数の削減については、当初において2人削減を目標としていましたが、2人削減しています。

施設入所者において重度化が進み、地域移行が困難な入所者が増えているとともに、地域生活における支援体制が十分に確保できないこと等から、地域生活への移行者数が少ない状況にあります。引き続き、施設入所者の状況やニーズの把握に努め、関係機関との連携を図っていく必要があります。

項目	第6期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
地域生活への移行者数 (計画期間内の累計人数)	5人	6人	0人 (2人)
施設入所者数の削減人数	4人	2人	2人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における1年以上長期入院患者数については、当初において95人を目標としていましたが、令和4年度時点で90人となっています。しかし、長期入院患者の地域生活への移行者数については、当初において1人を目標としていましたが、令和4年度時点で下回っています。

長期入院患者の地域生活への移行については、引き続き、長期入院患者の状況やニーズの把握に努め、関係機関と連携していく必要があります。

項目	第6期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	—	316日以上	—
精神病床における1年以上の長期入院患者数	100人	95人	90人
長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(利用者数)	—	1人	0人
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所	1か所	1か所
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	12回/年	12回/年	4回/年
保健、医療、福祉関係者による協議の場の参加人数	120人/年	120人/年	24人/月
保健、医療、福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年

項目	第6期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
地域移行支援の利用者数	1人	2人	1人
地域定着支援の利用者数	0人	1人	0人
共同生活援助の利用者数	9人	10人	29人
自立生活援助の利用者数	0人	1人	1人

③ 地域生活支援拠点等における機能の充実

障がい者の地域での生活を支援するため、本市では、南河内南（河内長野市、富田林市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村）の3市2町1村の圏域で地域生活支援拠点等を整備しています。

今後も、障がい者の地域での生活を支えるために必要な機能を検討し、その充実に努めていきます。

項目	第6期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
地域生活支援拠点等の整備	圏域で設置： 1か所	圏域で設置： 1か所	圏域で設置： 1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	3回/年	3回/年	3回/年

④ 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者数、一般就労移行者における就労定着支援利用者割合については、当初目標値より下回る状況ですが、就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所、就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額については、当初目標値より上回る状況となっています。

今後も、ハローワーク、就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の関係機関との連携強化を図るとともに、就労後の適切な支援に努めていきます。

項目	第6期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
一般就労への移行者数	13人	19人	15人
就労移行支援事業	7人	10人	9人
就労継続支援A型	0人	1人	3人
就労継続支援B型	6人	8人	3人

項目	第6期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
一般就労移行者における 就労定着支援利用者割合	未集計	7割以上 (13人)	6割
就労定着支援率8割以上の 就労定着支援事業所	実績無	7割以上	10割
就労継続支援（B型）事業所に おける工賃の平均額	16,488円	19,731円	20,468円

⑤ 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化についての項目については、当初目標値より上回る状況となっています。

引き続き、相談支援事業者と保健、医療、福祉サービス事業者などの関係機関との連携や、利用者及び地域の障害福祉サービス事業者や相談支援機関等の社会的基盤の整備の状況を的確に把握し、相談支援体制の充実・強化に努めていきます。

項目	第6期計画	
	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済
地域の相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な指導・助言 件数	10回/年	29回/年
地域の相談支援事業者の人材育 成の支援件数	10回/年	11回/年
地域の相談機関との連携強化の 取組みの実施回数	10回/年	14回/年

⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組み体制の構築についての各項目は、当初目標値より上回る状況となっています。

引き続き、国及び大阪府の方針に基づき、大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加を行うとともに、報酬の審査体制の強化、指導権限を有する担当課との協力・連携に努めていきます。

項目	第6期計画	
	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
大阪府の実施する研修への市職 員の参加人数	1人	7人
障害者自立支援審査支払等シス テムによる審査結果の共有	無	1回/年
障がい福祉サービス事業所等に 対する指導監査の結果の共有	有	4回/年

⑦ 発達障がい者等に対する支援

支援プログラム等の受講者、ペアレントメンターの人数については、当初目標値より下回る状況ですが、ピアサポートの活動への参加人数については、当初目標値より上回る状況となっています。

引き続き、発達障がい者等に対する支援について、関係機関等とも連携を図りながら、支援の充実に努めていきます。

項目	第6期計画	
	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
支援プログラム等の受講者数	10人	6人
ペアレントメンターの人数	2人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	10人	29人

(2) 障がい児福祉計画の成果目標の達成状況

① 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児福祉計画の成果目標については、各項目において当初の目標を達成しています。

引き続き、障がい児の支援について、教育・保育機関、障がい児通所事業所、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と緊密な連携を図り、障がい児支援の充実に努めていきます。

項目	第2期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制	3か所	3か所	5か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	圏域内に1か所	圏域内に1か所	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	2か所	2か所	3か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人	福祉関係1人 医療関係1人

第3章 成果目標の設定

国や大阪府が示した考え方に基づき、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標を次のように設定します。

第7期障がい福祉計画の目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国及び大阪府の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活への移行者数：令和4年度末入所者数の6%以上 ●施設入所者数：令和4年度末の（国）5%以上（府）1.7%削減
-----------	--

項目	実績
令和4年度末の施設入所者数	98人

【本市の実績と目標値】

項目	令和4年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
地域生活移行者数	0人	6人
施設入所者数の削減数	2人	2人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国及び大阪府の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ●精神病床における一年以上長期入院患者数：大阪府が設定 ●精神病床における早期退院率 入院後3か月時点 68.9%以上、入院後6か月時点 84.5以上、入院後1年時点 91.0%以上
-----------	---

【本市の実績と目標値】

項目	令和4年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
精神病床における一年以上の長期入院患者数	90人	92人

項目	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量（利用者数）	0人	3人	2人	2人

【活動指標】

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	10人	10人	10人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	5人	5人	5人

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

国及び大阪府の方針	<p>●各市町村において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討</p>
-----------	--

【本市の実績と目標値】

項目	令和5年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
地域生活支援拠点等の整備	整備済	整備済

【活動指標】

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点の設置か所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置	有	有	有
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	3回	3回	3回
強度行動障がい有者への支援体制の充実	無	無	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国及び 大阪府の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍以上 (うち移行支援事業：1.31倍以上 就労A型：1.29倍以上 就労B型1.28倍以上) ●就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の 就労移行支援事業所：6割以上 ●就労定着支援事業利用者：令和3年度の1.41倍以上 ●就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労 定着支援事業所：2.5割以上 ●協議会（就労支援部会）等を設けて支援体制の構築を推進する ●就労継続支援B型事業所における工賃の平均額：大阪府が設定
-------------------	--

【本市の実績と目標値】

目標値	令和3年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
福祉施設から一般就労への移行者数	20人	27人
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	14人	18人
就労継続支援A型事業からの一般就労への移行者数	2人	3人
就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数	4人	6人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	-	6割以上
就労定着支援事業の利用者数	9人	20人
就労定着支援事業所の就労定着率7割以上の事業所の割合	-	2.5割以上
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	17,803円	26,157円

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国及び 大阪府の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保 ●協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保 ●障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
-------------------	---

【本市の実績と目標値】

項目	令和5年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	実施	実施

【活動指標】

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	設置済
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	10件	10件	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10回	10回	10回
協議会における事例検討実施回数	3回	3回	3回
協議会の専門部会の設置	3部会	3部会	3部会

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

国及び大阪府の方針	●不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施
-----------	---

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5人	5人	5人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	3回	3回	3回

(7) 発達障がい者等に対する支援

国及び大阪府の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の見込み量を定める ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数 ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポートの活動への参加人数
-----------	---

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8人	8人	8人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	25人	25人	25人

第3期障がい児福祉計画の目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国及び 大阪府の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ● 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ● 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ● 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
-------------------	--

【本市の実績と目標値】

目標値	令和5年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	1か所	1か所
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	5か所	5か所
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	2か所
令和8年度末までに医療的ケア児等について、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置	設置
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	福祉関係1名 医療関係1名	福祉関係1名 医療関係1名

第4章 障がい福祉サービス等の内容と見込み

計画期間中のサービス量については、次のとおり見込みます。

《障がい福祉サービスの1か月あたりサービス量の見込み》

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数 [人/月]	242	240	236	232	228	224
	量の見込み [時間/月]	4,488	4,507	4,576	4,498	4,421	4,343
重度訪問介護	利用者数 [人/月]	31	28	28	27	27	27
	量の見込み [時間/月]	2,514	2,302	2,040	1,967	1,967	1,967
同行援護	利用者数 [人/月]	36	37	35	33	32	30
	量の見込み [時間/月]	900	987	969	913	886	830
行動援護	利用者数 [人/月]	31	39	42	44	48	51
	量の見込み [時間/月]	516	652	670	702	766	814
重度障がい者 等包括支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0	0
	量の見込み [時間/月]	0	0	0	0	0	0
短期入所	利用者数 [人/月]	33	33	28	24	20	17
	延べ利用日数 [人日分/月]	171	165	150	128	107	91
生活介護	利用者数 [人/月]	250	267	270	274	277	281
	延べ利用日数 [人日分/月]	4,658	4,924	4,998	5,072	5,127	5,201

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練	利用者数 [人/月]	14	6	4	4	3	3
	延べ利用日数 [人日分/月]	247	95	70	54	36	36
就労移行支援	利用者数 [人/月]	25	27	29	32	35	38
	延べ利用日数 [人日分/月]	426	449	457	504	551	599
就労継続支援 (A型)	利用者数 [人/月]	66	57	61	65	69	74
	延べ利用日数 [人日分/月]	1,200	1,061	1,124	1,198	1,272	1,364
就労継続支援 (B型)	利用者数 [人/月]	302	324	350	378	408	441
	延べ利用日数 [人日分/月]	5,105	5,542	5,965	6,442	6,953	7,516
就労定着支援	利用者数 [人/月]	9	9	11	13	16	20
療養介護	利用者数 [人/月]	9	9	9	8	8	8
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 [人/月]	145	156	170	186	203	221
施設入所支援	利用者数 [人/月]	100	98	98	99	99	99
自立生活援助	利用者数 [人/月]	0	0	0	2	2	2
計画相談支援	利用者数 [人/月]	168	196	222	248	274	300
地域移行支援	利用者数 [人/月]	1	0	0	2	2	2
地域定着支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	2	2	2

《障がい児福祉サービスの1か月あたりサービス量の見込み》

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数 [人/月]	112	168	213	247	277	300
	延べ利用日数 [回/月]	644	925	1,171	1,359	1,524	1,650
医療型 児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0	0
	延べ利用日数 [人日分/月]	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0	0
	延べ利用日数 [人日分/月]	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数 [人/月]	500	638	688	738	788	838
	延べ利用日数 [人日分/月]	4,026	5,075	5,504	5,904	6,304	6,704
保育所等 訪問支援	利用者数 [人/月]	29	41	47	53	60	68
	延べ利用回数 [回/月]	35	50	57	64	72	81
障がい児 相談支援	利用者数 [人/月]	87	118	150	180	205	225

《地域生活支援事業の年あたり事業量の見込み》

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業							
障がい者相談 支援事業	か所	3	4	4	4	4	4
基幹相談支援 センター	設置の 有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援 センター等機 能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事 業	実施の 有無	無	無	有	有	有	有
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	2	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	未定	未定	未定
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	実利用件数[件/年]	265	304	344	320	320	320
	実利用時間[時間/年]	314	392	474	430	430	430
要約筆記者派遣事業	実利用件数[件/年]	21	19	27	23	23	23
	実利用時間[時間/年]	39	40	77	55	55	55
手話通訳者設置事業	実設置者数[人/年]	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数[人/年]	5	11	25	12	12	12
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	9	10	9	10	10	10
	件/年	20	20	24	22	22	22
	件/年	13	39	12	20	22	24
	件/年	34	43	36	35	35	35
	件/年	2,531	2,351	2,828	2,850	2,860	2,870
	件/年	1	3	2	2	2	2
移動支援事業	利用者数[人/月]	199	210	195	212	215	218
	量の見込み[時間/月]	34,155	32,076	35,875	38,300	38,600	38,900
地域活動支援センター機能強化事業	設置力所数[力所]	1	1	1	1	1	1
	実利用者数[人/年]	20	20	20	20	20	20

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、「河内長野市障がい者施策推進協議会」へ報告するとともに、幅広い市民の意見把握に努め、施策・事業の効果的かつ継続的な推進を図り、次期計画の策定等において適宜反映していきます。

2. 計画推進体制の充実

(1) 庁内連携の強化

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・子育て・就労・生活環境等、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努める等連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組みを推進していきます。

(2) 国、大阪府、近隣市町村、関係機関等との連携・ネットワークづくり

障がい者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、近隣市町村等との連携強化を図ります。

また、本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体等の協力が必要であり、保健・医療・福祉関係等による連携の強化を図るとともに、それぞれの役割を整理しながら地域社会における支援体制の充実を図ります。

(3) 河内長野市障がい者施策推進協議会

関係機関、関係団体、障がい者等およびその家族、障がい者等の福祉、医療、教育、雇用に関連する関係者により構成される協議会において、本市における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を審議します。

河内長野市第7期障がい福祉計画
河内長野市第3期障がい児福祉計画
《概要版》（素案）

令和6年3月